

項目	入札金額内訳（非課税区分については算定金額を、課税区分については税抜き金額を記載すること※）	算定根拠（消費税及び地方消費税抜※） （四角枠内の金額は整数とすること）
職員の人件費及び保育に直接必要な費用（保育経費） 【非課税区分】①・② 【課税区分】③	円	①基本保育に係る人件費 □□□□円/人・月×5.5人×60か月＝□□□□円
		②延長保育に係る人件費（単価は1人当たりではない。） □□□□円/日×1,217日＝□□□□円 R9：243日、R10：242日、R11：245日、R12：243日、R13：244日
		③保育に必要な消耗品、衛生用品、保育材料、行事に係る費用等（人件費以外の経費） □□□□円/月×60か月＝□□□□円
保育所運営に係る管理経費 （保育経費に含まない諸経費） 【課税区分】	円	①職員の研修・教育に係る費用 □□□□円/月×60か月＝□□□□円
		②職員の健康診断に係る費用 注）調理及び調乳に携わる職員の月1回以上（6月から9月の間は月2回）の検便等定期的検査も考慮した費用を計上 □□□□円/月×60か月＝□□□□円
		③事務用品等消耗品、固定電話分を除く通信運搬費 □□□□円/月×60か月＝□□□□円
		④保育に係る賠償責任保険に係る費用 □□□□円/月×60か月＝□□□□円
		⑤その他の費用 □□□□円/月×60か月＝□□□□円
給食等提供に係る費用（保育経費に含まない諸経費） 【課税区分】	円	①調理員に係る人件費（単価は1人当たりではない。） □□□□円/月×60か月＝□□□□円
		②調理に係る消耗品・通信費等の経費 □□□□円/月×60か月＝□□□□円
給食に係る食材費（幼児食、離乳食、ミルク等） 【非課税区分】	円	□□□□円/食×18,255食＝□□□□円 1,217日×15人×1食
おやつに係る食材費 【非課税区分】	円	□□□□円/食×42,595食＝□□□□円 1,217日×15人×2食+1,217日×5人×1食
合 計（全項目）	円	左記合計欄の金額を、入札書に記載する金額（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

※ 免税事業者については、課税区分に係る入札金額内訳及び算定根拠の金額は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載する。

令和9年度～令和13年度

（単位：円）

記載例で示す金額は予定金額を示すものではありません。	入札金額内訳（非課税区分については算定金額を、課税区分については税抜き金額を記載すること※）	算定根拠（消費税及び地方消費税抜※） （四角枠内の金額は整数とすること）
項目 職員の人件費及び保育に直接必要な費用（保育経費） 【非課税区分】①・② 【課税区分】③	71,151,000 円	①基本保育に係る人件費 200,000 円/人・月×5.5人×60か月=66,000,000 円 ②延長保育に係る人件費（単価は1人当たりではない。） 3,000 円/日×1,217日=3,651,000 円 R9：243日、R10：242日、R11：245日、R12：243日、R13：244日 ③保育に必要な消耗品、 用等（人件費以外の経費） 20,000 円/月×60か月 =1,500,000 円 積算誤り（不整合）につき、無効
保育所運営に係る管理経費 （保育経費に含まない諸経費） 【課税区分】	16,920,000 円 右記①～⑤の合計額を記載	①職員の研修・教育に係る費用 4,500 円/月×60か月=270,000 円 ②職員の健康診断に係る費用 注）調理及び調乳に携わる職員の月1回以上（6月から9月の間は月2回）の検便等時期的検査も考慮した費用を計上 2,500 円/月×60か月=150,000 円 ③事務用品等消耗品、固定電話分を除く通信運搬費 30,000 円/月×60か月=1,800,000 円 ④保育に係る賠償責任保険に係る費用 5,000 円/月×60か月=300,000 円 ⑤その他の費用 240,000 円/月×60か月=14,400,000 円
給食に係る食材費（幼児食、離乳食、ミルク等） 【非課税区分】	4,563,750 円	①調理員に係る人件費（単価は1人当たりではない。） 200,000 円/月×60か月=12,000,000 円 ②調理に係る消耗品・通信費等の経費 4,000 円/月×60か月=240,000 円
おやつに係る食材費 【非課税区分】	5,111,400 円	120 円/食×42,595食=5,111,400 円 1,217日×15人×2食+1,217日×5人×1食
合計（全項目）	109,946,150 円 入札書記載金額と一致	左記合計欄の金額を、入札書に記載する金額（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

※ 免税事業者については、課税区分に係る入札金額内訳及び算定根拠の金額は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載する。